

保護者様

松阪市立第四小学校  
校長 中西 明美

## 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より、学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策にご理解・ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の5類感染症に移行することとなりました。

先日、国及び県より松阪市教育委員会に対して、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定及び「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(令和5年5月改訂版)」の通知がありました。このことを踏まえ、松阪市教育委員会から昨日、感染状況が落ち着いている平時における各学校現場での対応基準が示されました。

これによると、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、児童生徒の健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった基本的な感染症対策は引き続き講じていくことが示されています。

一方で、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないことから、これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となることや、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこととされています。

本校といたしましては、この基準を遵守する方向で校区の小学校及び中学校とも協議した結果、下記のとおり整理して対応していくことといたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策にご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染が確認された児童生徒等に対する出席停止について

出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨させていただきます。

この場合、児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行ってまいります。

#### 2 濃厚接触者について

今後は濃厚接触者の定義がなくなることから、児童生徒本人に新型コロナウイルス感染が確認されていない場合、出席停止の対象とする必要はないと考えます。

#### 3 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

保護者の方から、感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒については、合理的な理由があると校長が判断する場合に「出席停止」とし、欠席とはしないことができます。担任を通じて学校にご相談ください。

#### 4 学校におけるマスク着用の考え方の見直しについて

新学期以降の学校教育活動では、児童生徒にマスクの着用を求めないことが基本となっています。しかしながら、本人や家族に基礎疾患があったり、感染症に対する強い不安があったりすることから、マスクの着用を希望する児童生徒もいる現状があります。

さまざまな事情や理由があることから、マスクの着脱を強いることのないよう、児童生徒一人ひとりに寄り添い、その意思を尊重するとともに、着用の有無による差別・偏見等が生じることがないよう、適切に対応していきます。

#### 5 平時における感染症対策について

##### ① 健康観察

児童生徒の毎日の体温チェック、提出等は不要とします。しかし、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には無理をせず、自宅で休養するようお願いいたします。

##### ② 換気の確保

学校生活は集団生活が基本であることから、気候上可能な限り常時、困難な場合にはこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気を行います。

##### ③ 手洗い等の手指衛生

外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗い指導を継続します。

##### ④ 清掃・消毒

清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とします。

#### 6 学級閉鎖・学年閉鎖および学校全体の臨時休業の判断について

同一の学級等において複数の児童生徒等の感染が判明した場合、学校医と相談の上、学級閉鎖を検討します。期間は、陽性者との最終接触日の翌日から5日程度を目安とします。

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医と相談の上、学年閉鎖を検討します。

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医と相談の上、学校全体の臨時休業を検討します。

#### 7 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策について

##### ① マスクの着用

感染流行時等には、一時的に教職員がマスクを着用する、又は児童生徒に着用を促すことがあります。(マスクの着用を強いることがないようにします)

##### ② 活動場面ごとの感染症対策

「感染リスクが比較的高い活動」を実施する際には、活動の場面に応じて、近距離、対面、大声での発声や会話を控えたり、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保したりする等の対策を講じます。

#### 8 その他

以上のお知らせは、松阪市教育委員会からの通知内容をより正確に伝えるため、可能な限り通知文より抜粋した表記とさせていただきます。ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく担任を通じて学校にお問い合わせください。

なお、上記による対応については、令和5年5月8日から適用します。